



No.2

広報はとまがわ

H 7 . 4 . 1 現在

地区面積

5,766ha

組合員数

4,336名

国営かんがい排水事業施行



昭和46年度完成

南方揚水機場

H 7 . 4 . 1 発行

迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024(代)

FAX (58) 2784

ごあいさつ

理事長 渡辺 栄司



本土地改良区が設立になり

早いもので一周年の新年度を迎へ広報はさまがわ発刊に当りこの一年間の歩み等について一言御挨拶申し上げます。

組合員皆様方には、春暖の候を迎え、益々御健勝でお越しのことと御拝察申し上げます。又、常日頃組合員皆様方には本土地改良区の事業推進又、運営等に御高配をいたしておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は土地改良区の合併の推進として設立を初めてし行事の多い年であったこと、又、異常気象とも思わ

れる猛暑続き、更には九月に入ると降雨が続く異常気象で、ある水稲の収穫は普通作と思われが品質が悪く期待していた程度の農産所得が見られず二年続きの減収となり、農家経済の厳しい年ではなかったのではないかと残念に思い、組合員皆様方には改めて御見舞申し上げます。

本土地改良区が昨年四月一日設立以来この四月を迎え一周年の誕生となることになるが組合員皆様方の声にのうに答えてきたか無我夢中で歩んできたように思われてならない一年でした。昨年は御

就任御挨拶

宮城県迫土地改良事務所

所長 川村 国男



予算の獲得等の際に理事長さんを始め役員の方々、組合員の皆様から御協力と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

追川沿岸土地改良区の皆様におかれましては、早くから農業農村整備事業の必要性を認識され、国営及び県営かんがい排水事業と大規模な場整備事業を完了し、また、現在、県営は場整備事業4地区や

土地改良施設修繕保全事業等を実施するなど、計画的に農業農村整備事業を推進され、地域農業の確立に意欲的に取り組んでいることに敬意を表する次第であります。

最近の農業・農村を巡る情勢は新規就農者の不足、担い手の高齢化、新品種開発等による産地間競争の激化、農産物価格の低迷、さらにはガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業合意による新たな国際化への対応等、極めて厳しい状況にあります。

このような中、ガット・ウ

承知の通り本土地改良区が設立になり、運営、執行に向けての行事が多く、更に、役員選挙に伴う不祥事が発覚し組合員皆様方に御心配おかけいたしました、又、お騒がせいたしましたこと心から陳謝申し上げます。今後は二度と再びこのような不祥事を起してはならないこと肝に命じながら農業をとりまく諸情勢が厳しい中ではあるが土地改良区の発展と組合員皆様方のため鋭意努力して参る所存でございます。又、国営事業で造成された施設も二十年以上にもなっていること、更に都市混

ルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策として、向こう6年間に3兆5,500億円が投資され、これにより、県といたしましては、最も厳しい農業情勢に打ち勝つていけるよう「魅力あふれる宮城の農業をスローガンに、生産組織や中核農家等の担い手の育成、低コスト化に向けた農地の集団化等、ソフト・ハードが一体となつて農業の体質強化に向け、積極的に各種事業を展開しているところであり、とりわけ農業農村整備事業

住に伴う排水の放流等により施設の老化が早まりこれら施設の更新又は整備等に経費がかかることからその負担軽減のための補助事業等に取り組み、更に県営は場整備事業の一日も早い完成に向けて推進してまいらなければならぬ問題をかかえており、まずの御理解ある御協力を賜りますこと御願ひ申し上げますが、組合員皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。一周年を迎えるにあつての御挨拶といたします。

につきましては、本県の農業と農村が発展していくための基本となる事業として、生産性の高い農業を確立するため大地区両は場整備等や豊かな水・緑を生かした美しい農村づくり等を可能な限り加速的に推進することとしております。

現在施行中の事業につきましては、皆様方の御協力を頂きたいと早くからお願いしておりますが、皆様方におかれましても、整備された農地や施設を十分に活用されまして、21世



平成7年第1回通常総代会開催

提出議案24ヶ件案原案通り 可決承認される

平成7年3月10日南方町農村
環境改善センターにて開催

平成7年度予算総括図



議決事項

- 第一号議案 財産処分について
- 第二号議案 平成六年度西谷地地区土地改良総合整備事業計画変更について
- 第三号議案 平成六年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- 第四号議案 平成六年度特別会計(国営・県営・団体営・非補助事業)償還金歳入歳出補正予算議決について
- 第五号議案 平成六年度特別会計(県営ほ場整備事業)歳入歳出補正予算議決について
- 第六号議案 平成六年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について

- 第七号議案 長期借入金について(西谷地地区土地改良総合整備事業)
- 第八号議案 長期借入金及び償還方法の一部変更について(県営事業)
- 第九号議案 平準化資金長期借入金の一部変更について
- 第十号議案 報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について
- 第十一号議案 平成七年度加入維持管理適正化事業第十九期生計画について
- 第十二号議案 平成七年度加入維持管理適正化事業第十九期生計画について

- 第十三号議案 管理体調整備事業計画について
- 第十四号議案 平成七年度一般会計歳入歳出予算議決について
- 第十五号議案 平成七年度特別会計(国営・県営・団体営・非補助・県営事業)償還金歳入歳出予算議決について
- 第十六号議案 平成七年度特別会計(県営ほ場整備事業)歳入歳出予算議決について
- 第十七号議案 平成七年度(換地清算積立金)歳入歳出予算議決について
- 第十八号議案 長期借入金及び償還方法について(県営事業)

- 第十九号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- 第二十号議案 平成七年度特別会計(農地転用決済金)の徴収額決定について
- 第二十一号議案 平成七年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出予算議決について
- 第二十二号議案 一時借入金及び償還方法について
- 第二十三号議案 平成七年度賦課金の徴収について
- 第二十四号議案 平成七年度用水使用料の徴収について

紀に向けて豊かで活力ある農業農村を築きあげられますよ

う念願致しております。今後とも、より一層の御支援、御協力をお願いし就任の挨拶といたします。



7年度当初予算

一般会計当初予算

歳入・歳出額

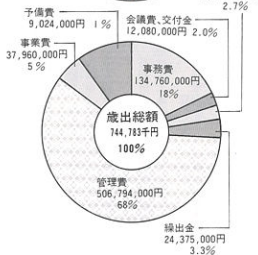
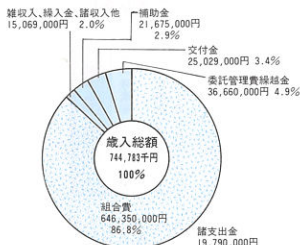
七億四千四百七十八万三千円

歳入歳出のあらまし

歳入は、組合費賦課金六億四千六百三十五万円（八六・八％）、雑収入、繰入金、諸収入他千五百六十九万円（二・〇％）、補助金、交付金四千六百七十万四千円（六・三％）、委託管理費、繰越金三

千六百六十六万六千円（四・九％）となつています。又、歳出の維持管理事業については、補助事業に該当する工事等には、積極的に取り込んで管理費の軽減に努めた予算内容となっております。

一般会計



平成7年度維持管理適正化事業計画

期生別	機場名	工 事 内 容	過去の整備実績
第16期生	西館機場	天井クレーン整備	S 44年国営で設置以来初
"	砥落機場	電動機（補機類）整備	S 53年県営で設置以来初
第17期生	南方機場	ゲート巻上機整備	S 59年適正化事業で施工以来
"	畑岡機場	1号ポンプ及び電動機整備	S 62年適正化事業で施工以来
第18期生	南方機場	除塵機塗装	S 52年国営で設置以来初
第19期生	南方機場	2号、3号ポンプ整備	S 63年国営で設置以来初

管理体制整備事業計画

- 1 管理再編強化（施設整備推進）事業費 一金40,000千円（単年度事業費一金10,000千円）
- 2 事業実施期間 平成7年度～平成10年度
- 3 補助率 国50% 県20% 改良区30%
事務費 1.5%の内 国50% 改良区50%

維持管理適正化事業第19期生計画

（単位：千円）

施設名	整備補修並びに工事内容	年 度 別 事 業 費				計
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	
南方機場	2号、3号ポンプ整備	10,300				10,300
西館機場	1号、2号ポンプの減速機及び螺旋弁整備		8,240			8,240
高石機場	1号ポンプの用排水螺旋弁及び1号～3号ポンプの逆止弁整備			9,270		9,270
米山機場	除塵機整備				3,090	3,090
計		10,300	8,240	9,270	3,090	30,900

事業費補助交付内容 国30% 県30% 土地改良区拠出金30%＝90%
（事業実施年度負担） 10%
事業費割＝総事業費の30%の5分の1を5ヶ年定額支払い
事務費割＝総事業費の1%～3%の5分の1を5ヶ年定額支払い

＝円グラフで見る平成

県営ほ場整備総事業費

予算概算額

14億9百80万円

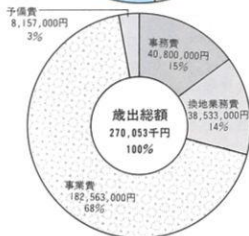
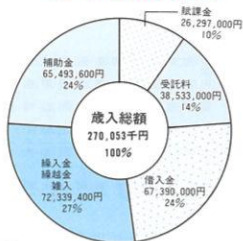
各地区別内訳表

地区名	総事業費	分担金	長期借入金
長沼地区	318,000千円	69,600千円	4,110千円
北浦地区	84,800千円	10,080千円	10,080千円
追南部地区	583,000千円	30,800千円	30,800千円
野谷地地区	424,000千円	22,400千円	22,400千円

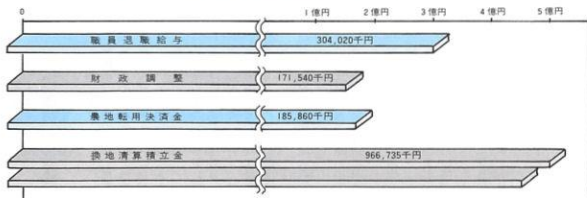
平成7年度特別会計償還金当初予算

国営かんばい事業	125,640,000円
県営かんばい事業	112,891,000円
団体営土地改良事業	3,240,000円
非補助土地改良事業	3,511,017円
県営ほ場整備事業	531,137,000円
合計予算額	776,419,017円

県ポ特別会計



◇◇特別会計～平成7年度当初予算～特別会計◇◇



運営の充実を期するため

設置

部落連絡委員の紹介

各部門毎の窓口を一本化にすることで、組合員と改良区が円滑な事務連絡により、相互に意志の疎通を計り、より土地改良区運営の充実を期するため、全般的業務を取りまとめ、お世話をしていただく部落連絡委員一〇三名のみなさんを御紹介致します。

南方町

鈴木彦一（峯）
千葉康夫（板倉）
永浦勝男（沢田）
佐藤茂（青島）
佐々木貞雄（原）
渋谷善一（北本郷）
武田晴一（大門）
浅野道（細川）
高橋利之（裏大岳）
佐藤恒夫（北大畑）
佐藤孝夫（南大畑）
田口久義（大岳）
千葉信司（松葉）
渡辺啓毅（梶沼）
阿部英二（低落）
加藤孝二（大袋）
中津川龍臣（山成）
登坂裕（新高石）
鈴木誠一（高石）
星幸雄（苦下）

追分町

佐々木善一郎（古宿）
千葉孝記（天形）
門田正吉（早坂）
三浦成耕（永田）
千葉繁昭（八の森）
遊佐徳孝（山の沢）
太田良孝（相ヶ沢）
佐藤信一（中沢）
千葉益生（舟橋太吉久）
伊藤智清（斜橋）
石川照敏（泥内）
高橋永喜（土手の内）
高橋博（山の内表）
富士原清（上沢）
富士原清（花台）
佐々木清（富永）
佐藤栄吾（地根）
伊藤博（谷地）
佐々木博（飯屋）
佐々木（星）

田代正輝（若上）
木川田一夫（平貝）
佐々木孝男（須掛）
三上未男（狼掛）
浅野光一（畑岡）
小野基敏（柳沢）
杉森秀雄（沼崎）
森谷勝夫（一の曲1）
桜田正見（一の曲2）

高橋猛三（三東）
高橋則芳（三西）
伊藤昭三（飯土井）
高橋昭一（若柳新田）
丹野紀男（立戸）
千葉秀一（深沢）
伊藤孝（大形上）
及川善徳（大形下）
藤原重夫（山の神上）
千葉原幸（山の神下）
高橋逸郎（倉崎地塚）
菅原宜夫（蒲）
石川眞郎（山田小友）
星忠嘉（坂戸）
星豊（駅前）
佐竹義広（牛ヶ沢）
田口長男（飯島）
渡辺正男（内町上町）
波谷修（西館）
大場正勝（横丁）
大宮兵一（新町）
安藤道雄（本田）
高橋政雄（川東）
高橋義昌（下里太前）
米山町
西條輝男（千貫西袋）
鈴木賢英（後小路）
浅田信一（平小路）
遠藤勇（下坪）
三塚静夫（十日町）
佐々木和義（中町三丁目）
伊藤栄富（新町1）
佐々木春夫（新町2）
小林一彦（八軒小路）

部落連絡委員

設置規則（抜粋）

（職務）

第四条 連絡委員は、部落納入組合の事務並びに土地改良区の運営に関する次に掲げるものの連絡及び調査にあたるものとする。

一、担当部落の組合員に対する各種賦課金・使用料等（以下「賦課金等」という）納入通知書の配布並びに賦課金等の取りまとめ納入に関すること。

二、賦課金に係る納入奨励金の受領に関すること。

三、土地改良区広報その他文書の配布並びに周知に関すること。

四、部落担当に係る用排水路の浚渫灌漑等に関すること。

五、部落内維持管理工事申請箇所の調査取まとめに関すること。

六、組合員より土地改良区に対する要望等の連絡に関すること。

七、その他理事長が必要と認める事項。

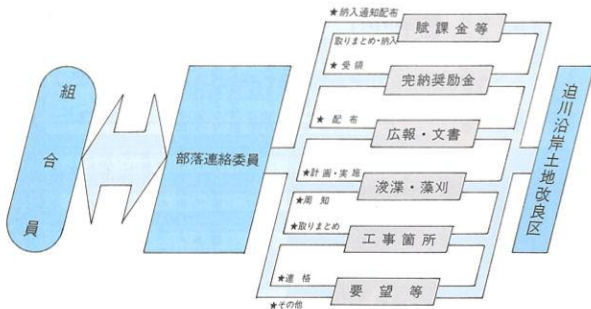
迫川沿岸土地改良区

部落連絡委員

小野寺政雄(大貫)	田尻町	大友正和(浦谷(2))	船山信之(浦谷(1))	浦谷町	佐藤弘仁(町通り)	中川昭一(二ツ屋(2))	佐藤昭一(二ツ屋(1))	門間富士雄(上谷地)	佐藤務(十五貫大曲)	豊里町	細川富隆(中塚)	福原賢二(猪田)	永原信一(野手谷地)	小俣信勉(齊藤)	桜井勉(齊藤)	渡辺武(瀬ヶ崎)	千石寛一(栗ヶ崎)	佃野了夫(六軒屋敷(2))	武田英敏(六軒屋敷(1))	澤口正敏(城内)	渡辺勝清(水)	佐藤久治(追土地)	佐々木修一(的場)	及川敏雄(砥落)
-----------	-----	-------------	-------------	-----	-----------	--------------	--------------	------------	------------	-----	----------	----------	------------	----------	---------	----------	-----------	---------------	---------------	----------	---------	-----------	-----------	----------

部落連絡委員のしごと

部落連絡委員は
改良区と組合員のパイプ役です。



維持管理

平成7年度.....用水期到来

■■■■■■ 本田揚水開始は4月20日から開始 ■■■■■■

揚水開始及び
終了予定について

—— 本田用水 ——

4月20日から4月22日まで日中の
み揚水。4月23日から9月5日まで毎日24
時間運転する。但し、9月6日以降は稲の成育状
態により延長することもある。平成7年度
揚水計画について

本年度揚水計画作成するに
当っては関係者又は理事会等
において検討され計画された
ものであります。天候によって
多少の変更がありえろと思ひ
ますが、総じて計画通り実施す
る方針であります。毎年の如
く繰返し申し上げるのも恐縮
ですが、限られた水量ですので
組合員の皆様方も分水量に応
じて関係者同意で分割しあい
水が無駄にならぬよう御協力
願ひます。本年も昨年のよう
ではないにしても好天続きが
予測されますので田地の乾燥
度（ハズク）も高くより多く
の水が要求されるので、昨年の
ように問題にならないよう節
水に心がけていただき一日も
早く揚水されるよう御留意願
ひたいと存じます。土地改良
区ではいつでも臨機応変に対
応出来るよう準備怠りなく整
つております。水引を一斉に
行うところに問題が生じて参
ります。お互いに譲り合つて
豊かで稔りある米作りをしよ
うではありませんか。

可愛い子供を皆んなで

水の事故から守りましょう！



本年も四月二十日より本田
揚水が一斉に開始され日を追う
毎に各用排水路が満水となり
九月月上旬まで大変危険な状態
が続くこととなります。この
頃から日増しに暖かさが加わ
り子供達が野や山で遊ぶ機会
が多くなり水に親しみ易い季
節となって参ります。



土地改良区は水路による悲
惨な事故を一度と再び繰返す
ことなきよう水路への安全施
設整備（防護柵、立札）を行
ない、更に学校の子供達への
注意指導等御願いし未然防止
に努力しているところであり
ます。然し何よりも大切なこ

とは常に身近におられる家族
ぐるみの監視注意がより大切
であることは申し上げるまで
もないことと存じます。忙し
さに紛れて子供達への監視、
監督を怠ることなく朝な夕な
に親と子の対話で水の怖さを
教え水路附近での遊びをさせ
ないよう注意し事故を生じな
いよう御協力御願い申し上げ
ます。

皆んなの子供を事故から
守ります。

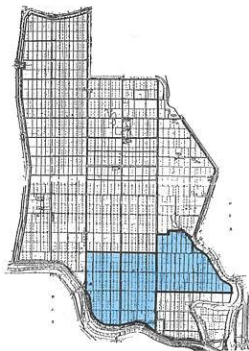
県ぽ7年度施行計画図

迫南部地区



区画整理工 A = 33.5ha

野谷地地区



区画整理工 A = 45.5ha



県は迫南部地区排水路工

**県営ほ場整備事業推進に
関係者方々のご理解とご協力を**

本土地改良区が県営ほ場整備事業の推進を始めたのは昭和四十七年からであります。以来役職員一丸となり本格的推進に鋭意努力して参りましたところおかげ様で旧迫川地区の全事業の完了を見るに至ったのであります。現在推進に鋭意努力している地区は迫南部地区並びに野谷地地区であります。野谷地地区については平成六年度が着工初年度ということで事業完了までには今後長い年月がかかるものと思われまますのでその間、色々と問題が出るものと思われまます。その都度関係する方々と協議を行い合意のもと問題

解決に当りながら事業の推進に努めて参る所存でございます。その関係する組合員方々の尚一層のご理解あるご協力をお願いいたします。尚、参考に申し添えますが事業推進に何かの問題で支障をきたし事業が一時中止したりしますとそれだけ事業が遅れ事業費が高騰したり、又は翌年度の国、県からの予算割当が充分でなかったりして事業が計画通り実施できなかつたりしますのでこうしたことも考えていただきながら併せてご協力をお願い申し上げます。

賦課金は期限内に 納入下さるよう 御協力を！

来る4月14日部落連絡
委員（納入組合長兼務）
会議を開催し4月15日発
行、4月30日納期限で本
年度第一期一般会計賦課
金のみを徴収することに
なりますので、組合員皆
様方の特設なる御協力を
お願い申し上げます。

組合員の皆さんへ

……諸名義変更等は土地改良区へ

手続きは速やかに！ 届出はお済みですか？

← 組合員資格得喪届出を →

1. 名義変更・売買等による移動の方へ

当土地改良区の地区内にある耕作地を経営移譲・一括贈与・使用賃借等受委託（取得・喪失）した場合、届出がないといつまでも従前のままの地積で賦課されます。

2. 農業者年金受給者の方へ

年金受給資格権利を得るために使用賃借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行った場合。

3. 農地転用等の方へ

当土地改良区地区内の田（農地）を畑や宅地（農地以外）に転用する場合。

以上の場合は、当事者連署押印（認印）の上お願いいたします。

★尿浄化槽等を設置する場合

し尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置、並びに家庭雑排水等を当土地改良区の地区内に放流する場合も、役場には勿論のこと土地改良区にも届出することが義務づけられていますので、必ず手続きをされて許可を受けて下さい。

※届出は、直接当土地改良区へ

お願いいたします。

TEL 0220 (58) 2024 代表

平成7年度農地転用決済金一覧表

地区名	1,000㎡当たり決済金	備 考	地区名	1,000㎡当たり決済金	備 考
第1地区	249,000		第4地区	78,631	第1地区決済金に加算される
第1地区	169,000	用水のみの地区	第5地区	75,320	第1地区決済金に加算される
第2地区	197,000		第6地区	113,610	第1地区決済金に加算される
第2地区	117,000	用水のみの地区	第7地区	111,519	米山地区決済金に加算される
第2地区	133,000	排水のみの地区	第8地区	63,752	米山地区決済金に加算される
沼崎	211,000		第9地区	67,238	米山地区決済金に加算される
大平前	89,000		第10地区	81,134	第1地区及び第2地区決済金に加算される
内通地区	第1区 151,000		第11地区	158,214	第1地区及び第2地区決済金に加算される
	第2区 127,000		第13地区	167,990	第1地区決済金に加算される
	第3区 77,000		長沼地区	町新田区 190,678	第2地区決済金に加算される
米山地区	181,000		地積区	248,383	第2地区決済金に加算される
大網地区	49,382	第1地区決済金に加算される	北瀬地区	174,327	第2地区決済金に加算される
千賀区	53,484	第1地区決済金に加算される	追分地区	内区 40,441	第2地区決済金に加算される
野谷地区	92,174	第1地区決済金に加算される	土手ノ内区	26,458	第2地区決済金に加算される
畑岡分區	66,356	第1地区決済金に加算される	茂伝治区	20,314	第2地区決済金に加算される
一の曲分區	160,393	第1地区決済金に加算される	野谷地地区	7,347	第1地区決済金に加算される
第2地区	42,191	第1地区決済金に加算される	第1地域	20,162	第1地区及び第2地区決済金に加算される
第3地区	52,151	米山地区決済金に加算される	第2地域	10,047	米山地区決済金に加算される

平成7年度賦課金並びに徴収期限一覧表

区 分	1,000円当 たり賦課金	徴 収 期 間		備 考	
		第 1 期	第 2 期		
経 営 賦 課 金					
事 務 費	田 2,800円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	畑 560円			70%賦課	
				第 2 期	
				30%賦課	
第 1 地 区	田 5,800円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	田 2,900円			70%賦課	
	畑 1,460円			第 2 期	
				30%賦課	
第 2 地 区	田 3,700円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	畑 740円			70%賦課	
				第 2 期	
				30%賦課	
排 水 地 区	田 4,200円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	田 2,100円			70%賦課	
	畑 840円			第 2 期	
				30%賦課	
造 田 地	田 8,800円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	田 1,800円			70%賦課	
大 平 野				第 2 期	
				30%賦課	
内	田 5,500円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	田 4,100円			70%賦課	
溝				第 2 期	
				30%賦課	
第 3 地 区	田 1,300円	平成 7 年 4 月 15 日交付 平成 7 年 4 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 1 期	
	田 8,300円			70%賦課	
米 山 地 区	畑 1,660円			第 2 期	
				30%賦課	
特別金計課連賦課金					
第 1 地 区	田 1,390円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
	田 2,620円			100%賦課	
第 2 地 区	畑 521円				
第 1 地 区	田 2,715円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
	田 1,510円			100%賦課	
第 2 地 区	畑 302円				
大 瀬 地 区	9,544円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
西 谷 地 区	10,000円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
千 賀 区	3,300円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
	野 宮 地 区	1,100円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期
第 一 地 区	畑 用 分 区	8,500円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期
	一 の 畠 分 区	6,400円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期
第 2 地 区	6,800円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
第 3 地 区	8,600円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
第 4 地 区	7,400円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
第 5 地 区	9,100円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	
第 6 地 区	3,800円	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	平成 7 年 11 月 15 日交付 平成 7 年 11 月 30 日限り	第 2 期	

区 分	1,000円当 たり賦課金	徴 収 期 間		備 考
		第 1 期	第 2 期	
第 1 地区	12,530円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	9,800円			
第 2 地区	10,900円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	8,800円			
第 3 地区	4,600円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	9,300円			
第 4 地区				
第 5 地区	1,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	1,000円			
第 6 地区	1,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	1,000円			
第 7 地区	1,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	1,000円			
第 8 地区				
第 9 地区	14,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	14,000円			
第 10 地区	13,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	2,500円			
第 11 地区	2,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	2,000円			
第 12 地区	2,000円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期 100%賦課
	1,000円			

平成7年度用水使用料

区 分	1,000円当 たり	徴 収 期 間		備 考
		第 1 期	第 2 期	
事 務 費	2,800円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期100%徴収 一般管理費賦課の100%
	2,300円			
第 1 地区	1,850円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期100%徴収 一般管理費賦課の50%
	2,100円			
第 2 地区	3,850円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期100%徴収 一般管理費賦課の70%
	2,820円			
第 3 地区	3,735円	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	平成7年11月15日交付 平成7年11月30日限り	第 2 期100%徴収 一般管理費賦課の45%

ゴミをすてないで …… 川は生きもの ……

みんなできれいに!

ゴミの不法投棄により土地改良施設(用排水ポンプ…停止・樋門…開閉・ヒ管…づまり)等破損、さまたげになり
 不用な経費、貴重な賦課金のむだづかいになります。ゴミ
 は絶対に捨てないでください。宜しくお願いします。……



宮城県土地改良事業団体

連合会会長表彰受賞者紹介

去る三月二十三日第三十六

回宮城県土地改良事業団体連

合会通常総会席上に於いて、

土地改良区職員として永年に

亘り土地改良事業の向上発展

に寄与した功績が認められ、

土地改良事業功労者として次

の方々が晴れの会長表彰を受

賞されましたので紹介いたし

ます。

人事往来

長い間ご苦勞様でした

今後のご活躍をお祈りいたします

職員

退職 千葉 孝博

(事業課換地係)

平成六年十一月一日付

江合川沿岸土地改良区へ異動

退職 白鳥 正浩

(総務課庶務係)

平成七年四月一日付

石越町土地改良区へ異動

登米郡南方土地改良区に

平成七年四月一日付

(一) は旧所属職名
 採用以来、換地士として換地
 係に命を受け、現場整備事業
 推進、又、向上発展に尽力下
 さいましたこと深く感謝申し
 上げます。

江合川沿岸土地改良区並び
 に石越町土地改良区の職員と
 して、土地改良区発展のため
 御活躍されますこと御祈念申
 上げます。

宮城県へ研修生

技師 佐々木 恭藏

(事業課第二維持係)

事業課第二維持係

主事 菅原 力

(会計課賦課徴収係)

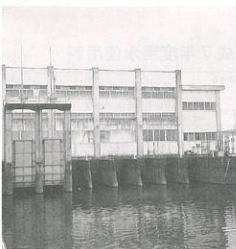
会計課賦課徴収係

主事 小野寺 誠 毅

(総務課庶務係)

表紙の紹介

南方揚水機場一園宮かんば
 い事業で造成され、事業費四
 億六千二百万円を投じられ、
 昭和四十三年着工、同四十六
 年完工し、翌年より運転を開
 始、故障を未然に防止するた
 め適正化事業や、修繕保全事
 業で幾度の整備がなされ、現
 在に至っています。



	口 径	出 力	種 類
設	1,000mm	電 動 機 210KW	立軸斜流 (用排兼用機)
備	1,500mm	電 動 機 190KW	立軸軸流 (排水専用機)
概	1,500mm	電 動 機 190KW	立軸軸流 (排水専用機)
要	1,500mm	エンジン 260PS	立軸軸流 (排水専用機)
	除塵機 3台、予備発電機 1台		